

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 21 年  
4 月 28 日  
(火曜日)

## 目 次

告示

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………一

下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）……………一

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………三

公告

平成二十一年度危険物取扱者保安講習の実施（防災危機管理課）……………三

収用委告示

裁決手続の開始（二件）……………五

雑報

県報の正誤（平成十九年五月十一日山口県公告（二四三））……………七



### 山口県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名 称

認可年月日

宇部市御撫育土地改良区

平成二二、四、一七

### 山口県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 施行者の名称

下関市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

#### 四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、

彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、新垢田南町一丁目、新垢田南町二丁目、新垢田南町三丁目、新垢田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司上町一丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根

西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根本町、秋根北町、秋根南町一丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、棕野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかぼーと、卸新町、棕野町一丁目、棕野町二丁目、本町四丁目、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、棕野上町、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根南町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、彦島西山町五丁目、形山町、秋根上町一丁目、一の宮住吉一丁目、一の宮卸本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、王司上町二丁目、王司川端二丁目、小月南町、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新棕野一丁目、新棕野二丁目、新棕野三丁目、大字垢田、大字有富、大字石原、大字





にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。



**山口県収用委員会告示第二号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年四月二十八日

山口県収用委員会会長 作良 昭夫

- 一 起業者の名称  
山口県
- 二 事業の種類  
主要国道山口宇部線改築工事（山口県山口市小郡下郷字流田地内から同市小郡下郷字山田地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地		土 地 所 有 者		土 地 に 関 して 権 利 を 有 す る 関 係 人								
所 在 地	地 番	地 目	積	積	積							
公簿上の地積 (平方メートル)	実測地積 (平方メートル)	収用又は使用する土地の面積 (平方メートル)	氏 名	住 所	氏 名							
収用又は使用する土地の面積 (平方メートル)	使用の別	使用	住 所	住 所	権 利 の 種 類							
山口市小郡下郷字流田	二〇二番一	田	一、一四〇	一、一三・七	九四・八四	七六四	収用	吉山 知宏	山口市小郡下郷二〇二番地	なし	なし	なし
"	二〇二番二	ため池	二四七	二六・四九	二二・六一	収用	"	"	"	"	"	"
"	二〇二番三	山林	一七六	三六・二三	三三・八一	"	"	"	"	"	"	"
"	二〇三番	田	二四七	二五・六五	二五・六五	"	"	"	"	"	"	"
"	四五〇番五	山林	六九	六・八三	三・九三	"	"	"	"	"	"	"

四 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十一年四月十五日

山口県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年四月二十八日

山口県収用委員会会長 作良 昭夫

一 起業者の名称  
山口県

二 事業の種類

一般県道新山口停車場長谷線改築工事（山口県山口市小郡下郷字堂ノ下地内から同市小郡下郷字流田地内まで）並びにこれに伴う市道及び下水道施設付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地				土 地 所 有 者				土 地 に 関 して 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在 地	地 番	地 目	公 簿 上 の 地 積 (平方メートル)	実 測 地 積 (平方メートル)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (平方メートル)	摘 要	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 種 類
山口市小郡下郷字流田	二〇七番	田	一、一九〇	一、三三四・五四	一、二八六・四		吉山 知宏	山口市小郡下郷二〇一二番地	なし	なし	なし
谷西 字長	二〇七番		二二八	一三三・三三	一三三・三三	収用する土地の共有者に対する三分の一は起業者の対象とする。	吉山 知宏 （共有持分三分の一）				
四五六番八雑種地			五八	五三・三六	五三・三六						

四 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十一年四月十五日

"	"	"	四五〇番〇〇	"	100	104・11	三・四二	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
---	---	---	--------	---	-----	--------	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	ページ
〃	〃	〃	下	〃	〃	〃	上	段
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	中一の表	箇所
一六二五の二	芳川公一	一五九七の四	岡村吉章	一五三九	尾本良昭	二二一六	秋貞 榮	誤
一六九〇	藤本隆文	一六二七	金本清春	二〇〇一	長廣成雄	二〇九四の一	清木則次	正

正 誤  
 平成十九年五月十一日山口県公告(二四三)(土地改良区役員の届出)



平成二十一年四月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁